

令和4年6月定例総会議事録

- 日 時 令和4年6月17日（金） 午前9時37分～午前11時18分
- 場 所 佐賀市役所 大財別館4階 4-1、4-2会議室
- 出席者 別紙名簿のとおり
- 次 第
1. 開 会
 2. 報 告
 - 第1号 農地法第3条の3届出
 - 第2号 農地法第18条合意解約通知
 - 第3号 使用貸借解約通知
 - 第4号 形状変更届
 3. 局長専決処分報告
 - 第1号 農地法第4条による届出
 4. 議 案
 - 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請
 - 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請
 - 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請
 - 第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転
 - 第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定
 - 第6号議案 買入協議の適否の判断について
 - 第7号議案 非農地通知について
 - 第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）
 5. 閉 会

午前 9 時 37 分 開会

○会長

皆さん、改めましておはようございます。今は農作業で大変多忙の中、出席していただきまして誠にありがとうございます。

最近は大分昼間の温度が高くなって熱中症ということで、いろんな面で健康に悪くなるような要素が出てきていますので注意してください。また、田植えがもう始まるかと思いますが、いつも申しているように機械等には十分注意してください。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は22名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和4年6月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出5件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知20件、報告第3号 使用貸借解約通知8件、報告第4号 形状変更届2件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出1件。

議案としては、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請19件、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請10件、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請10件、第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転13件、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定123件、第6号議案 買入協議の適否の判断について1件、第7号議案 非農地通知について2件、第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）14件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は6月9日、北部は6月10日に行っております。

また、調査会については、南部が6月13日、北部が6月14日に開催したことを報告します。

会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が指名してから発言してください。

携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

また、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、8番委員の山田委員、9番委員の永淵委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書19ページ及び20ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び4番から6番までの審議結果について、

私から報告いたします。

令和4年6月15日に開催された第75回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係2件については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページ及び2ページをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1・2・3・4・5

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から5番までの5件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書3ページから7ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～20

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から20番までの20件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書8ページ及び9ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3・4・5・6・7・8

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から8番までの8件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1・2

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番及び2番の2件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

5

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員の親族の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を先に審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号5番は、普通売買の案件です。

この案件については、農業委員及び推進委員等による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申請どおり許可することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書12ページ及び13ページをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2・3・4・6・7・8

○会長

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号5番を除く、審議番号1番から8番までの7件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号5番を除く、審議番号1番から8番までのうち、審議番号1番、2番、3番、6番及び7番の5件は、普通売買の案件、審議番号4番及び8番の2件は、贈与の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この7件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この7件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この7件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番を除く、審議番号1番から8番までの7件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書13ページから15ページまでをお開きください。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請

9～19

○会長

審議番号9番から19番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号9番及び10番の2件は贈与の案件、審議番号11番から19番までの9件は普通売買の案件です。

なお、審議番号18番及び19番の2件につきましては、農地を取得される方が新規就農者であるため、申請人説明を求める案件ではありますが、地元農業委員や地域の農業者で営農指導を行っていくとのことで、地元農業委員と協議し、調査会での申請人説明は求めませんでし

た。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番から19番までの11件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書16ページ及び17ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1・2・3・4・5・6

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番から6番までの6件を

議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件は、「農業用倉庫及び農作業場」と、それに伴う「排水管理設工事（一時転用）」の農振除外を経た案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決を行いました。

審議番号1番について、申請人は農業を営んでいますが、既存の農業用倉庫が手狭になったため、申請地を農業用倉庫及び農作業場として利用したく申請されたものです。

審議番号2番については、農振除外を経た案件で、農業用倉庫の建設にあたり、申請地に排水管を埋設したく、一時転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号2番については、農地復元確約書が提出されていることから許可相当と判断しました。

審議番号1番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「用途区分の変更」に該当するため、農用地アの（イ）のbと決定しております。

審議番号2番の農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のbと決定しております。

審議番号3番から5番までの3件は、「漁家住宅」及び「漁業用施設」と、それに伴う「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議、一括採決を行いました。

審議番号3番及び4番について、申請人は、海苔養殖業を営んでいますが、漁家住宅の老朽化に伴い、住宅の建て替えを計画したところ、申請地が農地であることが判明したた

め、適法化したく転用申請されたものです。

審議番号5番については、転用目的が「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、北側宅地からの雨水排水のための、排水管を埋設する工事のため、一時転用申請されたものです。

審議番号4番について、委員から、申請地の漁業用施設は、個人の海苔乾燥施設かとの質問があり、漁業用施設には事業に必要な道具等を入れており、漁港に近い共乾施設で主な事業を行っている旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、審議番号3番及び4番については、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、また、審議番号5番については、農地復元確約書が提出されていることから許可相当と判断しました。

審議番号3番及び4番の農地区分は、ともに「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準も、ともに「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの（ただし、敷地面積は概ね500㎡を超えないもの）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のc。

審議番号5番の農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

審議番号6番は、「住宅敷地の拡張」の案件で、申請人は、代々農業を営んでいましたが、今般、土地の調査をしたところ、住宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく転用申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの

(ア) の a の (a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)と決定しております。

以上のことから、この6件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号1番及び2番の2件については、転用目的が「農業用倉庫及び農作業場」と、それに伴う「排水管理設工事（一時転用）」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、南部調査会長から報告がありましたとおり、審議番号3番から5番までの3件については、転用目的が「漁家住宅」、「漁業用施設」及び、それに伴う「排水管理設工

事（一時転用）」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から5番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ、18ページ及び42ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

7・8

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号75番の3件を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用）」、「工事用作業場（一時転用）」及び、下部農地での利用権設定の案件で、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号7番は、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号75番が承認されることにより一時転用期間が10年となるため、また、審議番号7番及び8番は、一体のものとして申請されることから、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先に審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決とし、審議の順序を変更し、先にこの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号7番及び8番並びに第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号75番の3件は、営農型発電設備（一時転用）に関連する案件です。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請 審議番号7番は、第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号75番が承認されることにより一時転用期間が10年となるため、また、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番は、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番については、転用目的が「営農型発電設備（一時転用）」及び「工事用作業場（一時転用）」の案件で、審議番号7番について、申請地は、周囲に高い建物などがなく、営農型発電設備を設置しても日当たりが良いため、適地と判断し、一時転用申請されたものです。

また、審議番号8番については、営農型発電設備の設置に伴い、重機等での作業が必要となるため、工事用の作業場として利用したく一時転用申請されたものです。

委員から、営農計画書に記載されている農業用機械が手押し耕運機となっていることについて確認したところ、事務局から手押し耕運機を利用して耕作することを申請人に確認している旨の回答を得ました。

また、委員から、申請人に対し、農業は厳しい状況にはあるが、パネル下部農地では長期的に耕作を続けていくよう意見があり、申請人から分かりましたとの回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことに加えて、営農型発電設備の許可要件である一時転用の期限が10年以内であること、支柱等が容易に撤去可能であること、下部農地における営農の適切な継続が可能なパネル配置であること、位置等からみて周辺の農地の効率的な利用や用排水施設の機能等に支障をおよぼす恐れがないこと、撤去に必要な資力と信用があること、電気事業者と関係契約を締結していることについて問題ないことを確認し、また、農地復元確約書も提出されているため、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地」に該当するため、農用地アの（ア）。

許可基準は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うもの」に該当するため、農用地アの（イ）のcと決定しております。

また、第5号議案 農用地利用集積計画利用権設定 審議番号75番について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当と判断しました。

以上のことから、この3件については、申請どおり許可相当及び計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

42ページの第5号議案です。

75番ですが、賃借料が現物支給ということで、10a当たり69kgというふうになっておりますけれども、これは大豆なのか米なのか。そして、69kgと、何か端したが残ったようで、70kgにできなかったのかと。双方決められていますから致し方ないとは思いますが、そこら辺を確認できていたらお願いいたします。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

今日お配りしております正誤表に括弧で米ということで、調査会で申請人さんに確認したところ、お米を69kg、賃借料ということでお渡しすると確認を取っております、今回の正誤表で括弧書きでお米ということで記載させてもらっております。

以上です。

○委員

どうもありがとうございました。（発言する者あり）

○事務局

1反当たりになるとほぼ60kgということです。865㎡になるとちょうど60kg。（発言する者あり）1反当たり69kgということで書かれているみたいなので、この面積にすると大体60kgということで出しております。

○委員

865㎡にすれば60kgになるということですね。分かりました。

○会長

今、事務局の説明がございました。委員よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可、及び願い出どおり承認することに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号7番及び8番の2件については、申請どおり許可、第5号議案 農用地利用集積計画利用権設定、審議番号75番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書18ページをお開きください。

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請

9・10

○会長

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号9番及び10番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号9番は、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の、農振除外を経た案件で、申請人は農業を営んでいますが、今般、農業用倉庫を建て替えるにあたり土地の調査をしたところ、宅地敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号10番も、転用目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、農業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用面積の必要性や周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1・2

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、県道付近で交通の便が良く、近隣には教育施設があり、住環境が良いため適地と判断し、申請されたものです。

委員から、開発道路の管理について確認したところ、事務局より市に帰属される予定である旨の説明がありました。

また、委員から、北側の保留地について確認したところ、申請人から当該地には、パイプラインが埋設されており、管理は地元で行ってもらう旨の説明がありました。

さらに、委員より古いコンクリート製の管が埋まっているため、工事の際には管を壊さないように慎重に工事を行ってほしい旨の要望が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地内に、ごみ置場を設置しない理由について確認したところ、申請人より市との協議の結果、集落内の既存ごみ置場を利用する計画となった旨の説明がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等につ

いて問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

970番1について、農地区分は「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設が存する農地」に該当するため、第3種農地エの(ア)のaの(a)。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの(イ)。

968番1及び970番2について、農地区分は「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの(ア)。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの(イ)と決定しております。

審議番号2番は、転用目的が「医療及び介護施設の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、病院及び介護老人保健施設を経営しておりますが、利用者の増加と、それに伴う従業員増員により、既存の駐車場では手狭になったため、施設の隣接地である申請地を駐車場として利用したく、転用申請されたものです。

委員から、工事車両の進入路として東側市道を使うのであれば、幅員が狭いため、通行の際には、地元や道路管理者と十分に協議し、安全に配慮して欲しいとの要望が出され、申請人から了承する旨の回答を得ました。

また、委員から、農振除外の際に、譲渡人の住宅敷地の一部が申出地に越境していたことについて確認したところ、申請人から、今回の申請地は、越境部分を分筆した上で、その部分を除いて申請されており、当該地については、後日、住宅の敷地拡張として、譲渡人から是正申請をしてもらうよう伝える旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの(ア)のa。

許可基準は、「既存施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」に該当するため、甲種農地ウの(イ)のdと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから22ページまでをお開きください。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請

3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番から10番までの8件を

議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号3番は、転用目的が「一般住宅」の案件です。

申請人は現在、両親と同居していますが、手狭であるため、住宅の建設を計画したところ、申請地は、実家に隣接しているため適地と判断し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の医療施設が存すること」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号4番から6番までの3件は、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、国道に近く、下水道も整備されていることから住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地北西側の保留地の管理について確認したところ、申請人から、近隣に居住する人に贈与する計画である旨の回答を得ました。

さらに、委員から、申請地の周辺では今後も営農が継続されるため、住宅購入者に対し、農作業への理解を求めるよう、契約の際、申請人から説明してほしい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号7番から9番までの3件も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されていることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請地は、閑静な集落内にあり、下水道も整備されているため、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、公園北側の通路について確認したところ、申請人より、開発道路側溝の排水のために設置されるU字溝とその管理用通路で、市と協議して設置することになった旨の説明がありました。

さらに委員から、申請地東側及び西側水路の今後の管理については、住宅購入者も地元自治会と協力して行うよう、契約の際に住宅購入者に説明してほしい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号10番も、転用目的が「建売分譲住宅」の案件です。

申請地は、県道沿いで交通の便が良く、教育施設にも近いことから、住宅地に適地と判断し、申請されたものです。

委員から、申請地の周辺では今後も営農が継続されるため、住宅購入者に対し、農作業への理解を求めるよう、申請人から説明してほしい旨の意見が出され、申請人からは了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、

第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

以上のことから、この8件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会副会長から報告がありましたとおり、審議番号4番から6番までの3件については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番から6番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど北部調査会副会長から報告がありましたとおり、審議番号7番から9番までの3件についても、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、一体のものとして申請されたものです。

そこで、この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番から9番までの3件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び24ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9・10

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から10番までの10件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から10番までの10件：41,926㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この10件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この10件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この10件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から10番までの10件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書25ページをお開きください。

第4号議案 農用地利用集積計画所有権移転

11・12・13

○会長

第4号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号11番から13番までの3件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号11番から13番までの3件：21,777㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この3件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この3件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この3件については、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番から13番までの3件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書26ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

3

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号3番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号3番

新規 1件： 10,358㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書26ページから42ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

3を除く1～74

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号3番を除く、審議番号1番から74番までの73件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号3番を除く、1番から74番までの73件

新規 12件： 77,071.57㎡

更新 61件： 308,524.65㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この73件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この73件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この73件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番を除く、審議番号1番から74番まで73件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書44ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

83

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号83番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

この案件は、〇〇委員本人の案件になっており、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します。

そこで、〇〇委員には一時退室していただき、この案件を審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この案件を先に審議することに決定しました。

それでは、〇〇委員、退室願います。

〔委員 退室〕

○会長

それでは、北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号83番

更新 1件： 8,195㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号83番については、計画どおり承認することに決定しました。

〇〇委員の入室をお願いいたします。

〔委員 入室〕

○会長

次に、議案書43ページから54ページまでをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

83を除く76～123

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号83番を除く、審議番号76番から123番までの47件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号83番を除く、76番から123番までの47件

新規 7件： 13,877㎡

更新 40件： 225,260㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この47件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この47件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

54ページの123番の農用地の利用内容に米・野菜と記載されていますが、これは米もあって野菜ですか。

○会長

はい、事務局、説明をお願いします。

○事務局

記載のとおり、米も作って野菜も作るという計画というふうに伺っております。

以上です。

○委員

そうすると冬場は野菜を作るということですね。

○事務局

裏作の方だと思われます。

○委員

はい、分かりました。

○会長

今、事務局の方から説明がございましたが、委員よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この47件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号83番を除く、審議番号76番から123番まで47件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書55ページをお開きください。

第6号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長

第6号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、委員から、申出地を1年以上かけてあつせんすることは可能かとの質問があり、事務局から、可能ではあるが、税法上の優遇措置は当該年しか受けられないため、翌年にあつせんした分については、税法上の優遇措置の恩恵を受けられない旨の説明がありました。

その他、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書56ページをお開きください。

第7号議案 非農地通知について

1・2

○会長

第7号議案 非農地通知について、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号1番及び2番の2件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、非農地とすることに決定しました。

次に、議案書57ページ及び58ページをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

○会長

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）、審議番号1番から4番までの4件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、除外目的が「駐車場」の案件です。

農業振興課からの説明によると、申出人は、幼保連携型こども園を運営していますが、開園時と比べ職員及び園児が増加し駐車場が不足しているため、園の近くに位置している申出地を適地と判断し、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のb。

許可基準は、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号2番は、除外目的が「通路」の案件です。

農業振興課からの説明によると、申出人は、農業を営んでいますが、自宅南側道路の幅員が狭く、農業用機械の通行に支障をきたしているため、通路の拡幅を申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のcと決

定しております。

審議番号3番は、除外目的が「貸病院敷地の拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、診療所及び駐車場の敷地を医療法人に貸していますが、今般、医療法人の駐車場が西側道路の幅幅により不足してしまうため、敷地の拡張を計画したところ、申出地は既存敷地の南側にあり、適地と判断し申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号4番は、除外目的が「病院の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課の説明などから、申出人は、病院を運営していますが、病院西側に借りていた駐車場の契約解除に伴い、駐車場の不足分を補う目的で、申出されたものです。

地元農業委員の説明などから、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この4件については、申出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号1番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書58ページから61ページまでをお開きください。

第8号議案 農振法第13条の規定による変更申出（除外）

5・6・7・8・9・10・11・12・13・14

○会長

審議番号5番から14番までの10件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会副会長

報告します。

審議番号5番は、除外目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、新車、中古車販売及び自動車整備業を営んでいますが、会社の合併により車両駐車スペースが手狭となっているため、新たに駐車場を整備したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「水管及び下水管が埋設されている幅員4m以上の道路の沿道の区域で、かつ、500m以内に2つ以上の教育施設及び、公共施設が存すること」に該当するため、第3種農地エの（ア）のaの（a）。

許可基準は、「許可し得る」に該当するため、第3種農地エの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、除外目的が「農家住宅の敷地拡張」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいます。今般、土地の調査をしたところ、自宅敷地の一部が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、第1種農地イの（イ）のeの（e）と決定しております。

審議番号7番は、除外目的が「分家住宅」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、現在、家族と借家に居住し手狭であるため、分家住宅の建設を計画したところ、申出地は、実家に近く、農業を営む実家の手伝いをする上で適地と判断し、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号8番及び9番の2件は、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、土木、建設業を営んでいます。経営規模拡大により既存敷地では手狭になったため、資材置場を拡張し、自身が経営する会社に貸し出したく、申出されたものです。

その他、周辺への被害防除計画や転用面積の必要性などについて問題ないことを確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」に該当するため、

第1種農地イの（ア）のa。

許可基準は、「住宅その他辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するため、第1種農地イの（イ）のcの（e）と決定しております。

審議番号10番は、除外目的が「和紙の工場等」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、和紙の製造及び販売業を営んでいますが、土砂災害で工場が被災したため、建て替えを計画したところ、現在の工場が土砂災害特別警戒区域となっていることから、やむなく申出地に移転し、新たに施設を整備したく、申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号11番は、除外目的が「資材置場」の案件で、委員による現地調査を行いました。農業振興課からの説明などによると、申出人は、造園業及び建設業を営んでいますが、今般、土地の調査をしたところ、資材置場として利用している土地が農地であることが判明したため、適法化したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号12番は、除外目的が「植林及び東屋」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は農業を営んでいますが、手続きが必要とは知らず植林し、東屋を建設し

ていたため、適法化したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、また、申請地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号13番は、除外目的が「植林」の案件で、農業振興課からの説明などによると、申出人は、農業を営んでいますが、手続きが必要とは知らず植林していたため、適法化したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、また、申出地を許可無く転用されていたことについても、悪意は認められず、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号14番は、除外目的が「駐車場」の案件で、委員による現地調査を行いました。

農業振興課からの説明などによると、申出人は、飲食業を営んでいますが、現在、申出地南側に建設中のキャンプ場には、駐車場を28台分しか確保できておらず不足しているため、申出地を駐車場として整備したく申出されたものです。

その他、代替性や周辺への被害防除計画、転用面積の必要性などについて確認し、承認できるものと判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

以上のことから、この10件については、申出どおり承認相当として総会へ送ることに決

定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号5番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号5番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号7番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号7番については、申出どおり承認することに決定しました。

ここで皆さんにお諮りします。

先ほど、北部調査会副会長から報告がありましたとおり、審議番号8番及び9番の2件については、除外目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、一体のものとして申出されたものです。

そこで、この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号8番及び9番の2件については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号11番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号11番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号12番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

ここに始末書付きになっておりますけれども、以前から、観光農園としても利用されているものですか、それとも、その申出のところに書いてある地域農家の休憩所に利用されているものなのか。その辺、分かっていたら。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

もともと集落の方が集まるような所を、耕作しなくなったので、木を植えていた。そこに手続が必要と知らないで植林をしていて、周りから言われて適法化するために今回除外の申請が出されております。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

ここの植林をするに当たって、地域の人と一緒に植えていたということですか、それとも自分1人で植えたということですか。

○会長

はい、事務局どうぞ。

○事務局

地域のボランティアの方と一緒に植えられたとのこと。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

そしたら、今後は観光農園じゃないということですね。

○会長

はい、事務局どうぞ。

○事務局

観光農園じゃないです。

○委員

分かりました。

○会長

今、事務局からいろいろ説明をしていただきました。委員、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号12番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号13番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号13番については、申出どおり承認することに決定しました。

次に、審議番号14番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

今回の計画の中で、駐車場が大分先のほうにあり、距離的にはどのくらいあるかちょっと分からないですけど、今現在、28台は止められる。そういう中で、かなり遠くに計画されておりますけれども、実際はキャンプ場の近くのところには、図面ではよく分からないけれども、もっと適したところはなかったのですか。このとおり、距離がどのくらいあるものか、分かったら教えていただきたいと思います。

○会長

事務局、お願いします。

○事務局

駐車場の出入り口からキャンプ場の入り口までは、道路を横断して大体50メートルぐらいのところにあります。

○委員

これは50メートルぐらいですか。

○事務局

はい。

○委員

図面ではもっと長いように見えますが。分かりました。

○会長

委員、今の説明よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号14番については、申出どおり承認することに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和4年6月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和4年6月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前11時18分 閉会